

## 「新体制発足にあたって」

株式会社日本政策金融公庫盛岡支店

支店長 安藤 壽男



10月1日の日本政策金融公庫(政策公庫)発足と同時に盛岡支店長を仰せつかりました。よろしくお願いいいたします。

政策公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫の三つの公庫と国際協力銀行の国際金融等業務が一緒になりスタートしました。組織形態は、特別の法律に基づく株式会社で、株式の100%を国が常時保有することが法律で定められております。これまで四つの政策金融機関が担ってきた業務(事業)を基本的に引き継いで、政策目的に沿った透明性の高い効率的な事業運営に努めてまいります。

盛岡支店は、全国の主要な支店と同様、国民、農林、中小の各事業ごとに事業統括(責任者)を置き、その役割を的確に果たすべく責任を持って取り組んでまいります。

盛岡支店の店舗統合については、国内の店舗統合を段階的に進めている関係から未だ実現していませんが、各事業統括が協力し合って、また、統合前に各事業が培ってきた業務の専門性やノウハウなどを共有化することにより、これまで以上に幅広いサービスを皆様に提供できるよう努力してまいります。

さて、ご承知のとおり日本経済は、世界経済の減速の影響を受け厳しい局面にあり、岩手県も同様であります。まさに激変の時代です。

変化の激しい今日、「遠きをはかる者は富み、近くをはかる者は貧す」という二宮尊徳の言葉とチャールズ・ダーウィンの「強いものが生き残るのではない。変化に対応できるものが生き残る」という言葉を思い浮かべます。釈迦に説法ですが、これらの言葉を踏まえ、経営戦略を練り直すことも必要かと思えます。

私どもは、先に発表された政府の経済対策「中小・小規模企業等企業活力向上、金融対策」などと整合性をとりながら、皆様の経営改善にお役に立てるよう、時代の変化に対応できる知恵と情報を金融と併せて提供できるよう努力してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

## 岩手県知事へ「地域振興支援の拡充強化に関する要望書」提出

本会は、11月17日に「地域振興支援の拡充強化に関する要望書」を県知事に提出した。

これは、本会が毎年6月に開催している「組合代表者との地区別懇談会」等において、中小企業並びに中小企業組合が直面する、重要かつ緊急な諸問題について意見・要望等を聴取・把握し、その結果を9月26日に開催した第34回中小企業団体岩手県大会で決議したものである。

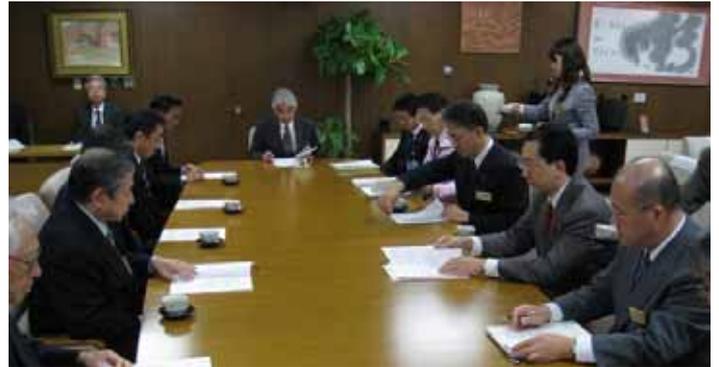
本会からは、鈴木会長のほか谷村副会長、千葉専務理事、藤村事務局長、佐々木市場開発部長の5名が出席し、達増知事に対し直接要望を行った。

鈴木会長からは、「官公需における県内中小企業への一層の優先発注」「まちづくりの推進」「地域振興」「地震関連対策」などに対する積極的な支援を求めた。

これに対し達増知事からは、特に「官公需」については、可能な限り、分離・分割発注を行うと共に

県内に本社があることを原則として、地元中小企業への発注の確保を進める旨の回答をいただいた。

その他、地域資源の発掘や農商工連携への支援策の強化についても、要望実現に前向きな回答をいただいた。



【達増知事に要望項目を説明する鈴木会長】

## 平成20年度中小企業連携促進懇談会を開催

中央会では、11月を『連携組織強化月間』と定め、連携組織の積極的な活用とその強化を図り中小企業の経営の安定を図るため、全国の各都道府県中央会において全国的なキャンペーンにより各地で懇談会を開催している。

10月22日の盛岡広域地区を皮切りに県内8地区において開催。各地方振興局、市町村、商工会議所、商工会等の商工業支援機関関係者が出席し、各管内における中小企業等の動向、企業間連携の現状や活動状況等について情報交換を行った。

本会からは県内中小企業の組織化状況や本会支援事業概要及び新規事業提案等について説明。各機関からは、管内の中小企業の動向、新事業、経営革新等への取り組み及び地域活性化等について意見が交わされた。

特に、地域中小企業者の連携による農商工連携の事業推進の必要性が述べられる一方で、景況の停滞感から県内中小企業者の運転資金等の融資と、大手資本出店者の地域貢献及び地域格差の拡大等について多くの意見が述べられた。

最近の原材料の高騰、金融不安等による景況の後退に伴い各管内の今後の景況が不安視されており、行政・支援機関が一体となって中小企業者への支援を図る必要があり、各機関の事業やノウハウ、マンパワーを組み合わせ、かつ、情報交換を積極的に行い複合的な支援が必要不可欠との認識から、関係機関相互の一層の連携・協力を確認する機会となった。

## 外国人研修・技能実習制度に関する要望

外国人研修・技能実習制度については、現在の制度になって以来 15 年が経過し、研修生数も大幅増加するなど、中小企業をはじめとして、産業界のニーズは極めて高く、制度拡大の要望が出されている。しかし一方で、低賃金労働者としての扱いや賃金・残業代不払い等の違法行為が顕在化しており、社会的な批判を浴びている。こうした中、全国中央会では、研修・技能実習制度について中小企業にとってどのような制度が良いか、どのような機関設計が適当か、中央会としての機能等の視点から意見集約を行うため、「外国人研修・技能実習制度検討委員会」において検討を重ねてきた。検討の結果、全国中央会では「新たな外国人研修・技能実習制度の適正実施に向けての要望」について、法務省・厚生労働省・経済産業省・中小企業庁・(財)国際研修協力機構に対して要請を行った。以下に要望の主な部分を紹介する。

### 1. 基本的考え方

本制度は、適正実施を図ることを前提に維持し、更なる拡充を図るべき。また組合等の団体監理型受入は不可欠。中小企業の労働力の安定供給の観点も踏まえ、更に要検討。

### 2. 制度の改善点

制度目的は維持し、枠組みは現行の「研修 1 年 + 技能実習 2 年」から「3 年間の技能実習」とするのが適当。日本語研修や生活指導等の研修(非実務研修)は、送り出し国での実施を前提に、受入機関でも一定時間の実施を義務づける。この場合は研修手当のみ支給とすべきである。

### 3. 受入団体

厚生労働省案の「新たな許可制」等により組合等が混乱しないよう、過度の規制はとらないよう配慮すること。現行、中央会が行っている受入事業の実施規制(後掲 9. )との整合性にも配慮すること。

### 4. 対象業種・職種

自動車整備業、ホテル業等のサービス業、流通業等まで範囲を拡大すべきである。中央会による業界の評価試験制度の創設支援、試験代行等の実施を検討すべき。

### 5. 受入人数

適正かつ効果的な受入事業を実施している優良な企業については、受入人数の増加等、柔軟な制度設計とすべき。

### 6. 再技能実習制度

優秀な技能実習生の再入国を認め、よりレベルの高い技能習得のため、2 年程度の「高度技能実習制度」を創設すべき。その際は団体監理型の優良な受入団体にも認めるべき。

### 7. チェック機能

JITCO の巡回指導の際は、組合等の巡回指導を行う中央会と連携すべき。また入国管理局の調査等に、実情に詳しい JITCO

と中央会が同行するのが望ましい。

### 8. 社会保険

技能実習生の厚生年金加入は免除措置を講ずるべき。

### 9. 組合等の受入事業の適正化

いわゆるブローカーによる、広域・異業種の形式だけの組合等を設立しての営利行為等、不適正な受入行為に対する厳正な対処、防止策を講ずる必要がある。

具体的には「受入事業以外の共同経済事業を設立後少なくとも 1 年以上実施後に、受入事業の適格性を確認し、定款変更・規約制定等を条件に受入を認める」こととすべき。(適格性確認は、後掲 11. 「外部評価制度」により行う。)

### 10. 組合の役割・責任

受入組合に員外監事設置または業務監査権限を有する監事設置を義務づけ、これら監事への教育研修の実施も必要。

### 11. 受入事業適正化のための新たな枠組みの創設

各県に「都道府県評価委員会」を設置、受入事業の適格性確認のほか、活動状況の継続的なチェックの実施等、客観的に評価する「外部評価制度」を創設すべき。

評価委員会からの報告等により、情報を共有・活用し、研修・技能実習制度の一体的運用を図るため各都道府県に「連絡協議会」を設置すべき。これら予算措置も是非とも必要。

### 12. 指導機関としての中央会の位置づけの明確化

受入事業適正化のため、組合設立時から継続的な指導支援を行い、健全な組合の実現を図る中央会特有の「改善・育成」機能を積極的に活用すべき。

組合への中央会指導の法的根拠・位置づけの明確化、調査・監査指導権限の強化や組織体制面強化等、指導機能の強化。入国管理局、所管行政庁、労働基準監督署、JITCO との連携の中で、中央会に「評価委員会」「連絡協議会」の運営を行う等、中央会の役割の明確化。

## 第3回岩手県成長力底上げ戦略推進円卓会議開催される

第3回目となる「岩手県成長力底上げ戦略推進円卓会議」が10月27日、エスポワールいわて(盛岡市)で開催された。

県の円卓会議は官民の24人で構成。当日は、達増岩手県知事をはじめ、有識者、産業界、労働界、福祉関係等から18人が出席。会議では、国の中央円卓会議での合意事項が報告され、主たる議題として「地域の活性化と雇用対策」について意見交換がされた。

本会からは、鈴木宏延会長が出席。創業および農商工連携に関連した中央会の取り組みについて紹介し、岩手ブランドの確立について意見を述べた。



【意見を述べる鈴木会長】

### 平成20年 秋の叙勲と褒章（組合関係） ～栄えある受章おめでとうございます～

	旭日小綬章	細谷地 諄吉 氏	岩手県中小企業団体中央会 理事 岩手県液化ガス商工組合 理事長 久慈エルピーガス事業協同組合 理事長
	黄綬褒章	阿部 荘介 氏	岩手県チキン協同組合 理事長 株式会社阿部繁孝商店会長
	黄綬褒章	横沢 大造 氏	岩手県酒造組合 副会長 岩手県酒造協同組合 副理事長 有限会社月の輪酒造代表取締役社長

### 平成20年度組合代表者会議の開催案内

日時：平成21年2月17日(火) 13:30～

場所：ホテルメトロポリタン盛岡ニューウイング

演題：(仮題)『日本経済と中小企業経営』

講師：経済ジャーナリスト 財部誠一(たからべ せいいち)氏

プロフィール 【出身】1956年東京生まれ

【経歴】慶應義塾大学法学部卒。1980年野村証券入社。83年に同社退社後、出版社勤務を経て86年フリーランスのジャーナリストに。金融、経済誌に多数寄稿し、気鋭のジャーナリストとして活躍。1995年経済シンクタンク「ハーベイロード・ジャパン」を設立。財政均衡法など各種の政策提言を行っている。テレビ朝日系の情報番組「サンデープロジェクト」、BS日テレ「財部ビジネス研究所」、大阪・朝日放送「ムーブ!」等、TVやラジオでも活躍中。



詳細につきましては別途ご案内申し上げます。

担当：統括指導センター

## 国等の中小企業支援追加対策について

資源・原材料・食糧の価格高騰、サブプライムローン問題に端を発した米国の大手金融機関の経営破たんなど予期し得ない外的要因等により、わが国の景気は大きく後退し、中小企業は自助努力による対応の限界を超えた極めて厳しい状況に置かれている。こうした中、10月30日に行われた、新たな経済対策に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議にて、資金繰り対策強化・下請事業者保護の強化等の緊急対策を取り纏めた。今回は、同対策に盛り込まれた各種対策のうち、中小企業に関連する対策について紹介する。

なお下記「[国等の生活対策における中小企業関連対策](#)」については、今後の国会審議の成り行き等により変動することがあり得るので了解願いたい。

### ・国等の生活対策における中小企業関連対策

#### 【1．雇用セーフティネット強化対策】

##### (1) 非正規労働者の雇用安定対策の強化

- 年長フリーター等(25～39歳)の積極雇用の支援強化のため「事業者に対する特別奨励金」の創設
- ジョブカフェの機能拡充等
- 雇用型訓練に対する助成拡充等「ジョブ・カード制度」の拡充

##### (2) 中小企業等の雇用維持支援対策の強化

- 事業悪化している中小企業の雇用維持支援のため「中小企業緊急雇用安定助成金」の拡充
- 雇用調整による休業等に対する助成措置である「雇用調整助成金」の要件緩和・助成率の引き上げ

##### (3) 地域における雇用機会の創出

- 安定的雇用機会の創出、職業訓練の強化のため「ふるさと雇用再生特別交付金(仮称)」の創設

#### 【2．生活安心確保対策】

##### (1) 介護人材等の緊急確保対策の実施

- 年長フリーター等(前掲)を介護人材として確保・定着させた事業者への助成
- 介護作業負担軽減のための設備・機器を導入する事業者へのモデル奨励金

##### (2) 中小企業の子育て・障害者支援促進

- 中小企業の育児休業・短時間勤務制度の利用やベビーシッター費用等の補助促進のための助成拡充
- 障害者雇用経験のない中小企業に対する奨励金の創設等

#### 【3．中小・小規模企業等支援対策】(実施済)

##### (1) 緊急保証と政府系金融機関等による貸付

「安心実現のための緊急総合対策」にて決定の新しい保証制度が10月31日から開始されている。

この制度は、原油・原材料価格の高騰や、仕入価格高騰の影響を受けている中小企業者の資金繰りを支援するため、制度の抜本的な拡充・見直しを行ったものであるが、追加経済対策において規模の拡大が図られた。原材料価格高騰の影響を受ける食品製造業、化学工業、プラスチック製品製造業など、仕入価格高騰の影響を受けている飲食店、卸売業、小売業などを新たに対象業種にするなど、618業種の中小企業者(全国の中小・小規模企業者の3分の2をカバー)を対象とする。

これにより対象業種の中小企業者は、金融機関から融資を受ける際に、一般保証とは別枠で、無担保保証で8,000万円、普通保証で2億円まで信用保証協会の100%保証を受けることができる(次表を参照)。

対象：618 の指定業種に属し、売上減少または転嫁困難について、市区町村長の認定を受けた中小企業者。

効果：2 億 8 千万円(うち無担保 8 千万円)まで別枠で保証可能。保証協会が 100%保証。

期間：10 月 31 日から 1 年半。(この間、約 20 兆円の利用を想定)

日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付の強化(中小企業の場合、全業種が 4 億 8,000 万円、小規模企業の場合、4,800 万円まで利用可能。全体で 9 兆円規模。)と金利の引き下げ(特に業況の厳しい企業には、基準金利から 0.3%引き下げる予定。)。また商工組合中央金庫が、経済状況の悪化等に対処するためのセーフティネット貸付(1 兆円規模)を実施。

(2) 日本企業の海外における事業に対する貸付の拡充

日本政策金融公庫(国際協力銀行)を活用し、国際金融危機に対処するため、我が国企業の海外における事業に対する貸付を拡充。

(3) 民間金融機関による金融仲介機能の強化

民間金融機関による資金供給の実態把握と円滑化の要請

中小・小規模企業向け融資の貸付条件緩和が円滑に行われるための措置と金融検査における徹底

(4) 建設業の資金調達の円滑化

11 月より開始の予定である「地域建設業経営強化融資制度」の活用

#### 【4 . 税制措置や人材確保・育成等による中小・小規模企業等の活性化】

(1) 中小企業対策税制、人材確保・研究開発支援

中小企業に対する法人税の軽減税率(現行は年間所得 800 万円以下の部分に対して 22%)の時限的引き下げ(具体には、平成 21 年度税制改正において決定。)

前年度が黒字で本年度が赤字の企業について、赤字を繰り戻し、前年度の黒字と相殺する中小企業の欠損繰り戻し還付の復活(具体には、平成 21 年度税制改正において決定。)

人材確保・育成の促進、技術承継支援等

中小企業等に対する研究開発支援の強化

(2) 中小企業の新技術の商品化・調達に向けた一貫支援

新商品開発・実用化のための補助・融資制度の拡充

公的研究機関の性能評価等の実施・お墨付きの付与

独創的な商品等を公的機関が率先して導入する仕組みの構築

内外市場での販路開拓等、調達まで繋がる一貫支援

(3) 下請法・独占禁止法違反行為への厳正な対処

中小・小規模企業等に不当な不利益を与える違反行為への厳正対処、「下請保護情報ネットワーク」活用

#### 【5 . 成長力強化対策】

(1) 成長力強化税制

時限的に即時償却可能な省エネ・新エネ設備等の投資促進のための税制措置

国内クレジット制度活用による、公共サービスを含めた省エネ・新エネ設備導入促進に向けた連携強化

#### 【6 . 地域活性化対策】

(1) 高速道路料金の大幅引き下げ(当面 22 年度まで)

物流効率化のため、平日、割引がなかった時間帯への割引の導入等

観光振興、地域の生活・経済支援のため休日、地方部の長距離利用料金や首都阪神高速料金の引下げ等

(2) 地域建設業の新分野への進出や他産業との連携事業等の支援

(3) 農商工連携と技術開発加速、国産農産物の積極的活用

国産原料を安定的に活用する農商工連携への支援、地場農産物販路拡大等  
地場産品の国内外への市場開拓支援等、雇用創出等の地域活性化に向けた施策の連携促進  
国産木材の住宅等への利用拡大、木質バイオマス利用促進、森林における路網整備の推進等

## ・岩手県の金融支援対策

### 1 原材料価格の高騰に係る中小企業者に対する金融支援について

原材料価格・仕入価格高騰により経営環境が悪化し、必要な事業資金の調達に支障を来している中小企業者に対し、平成 20 年 10 月 31 日より、県単融資制度の中小企業経営安定資金に「原材料高対策」枠を追加し、県・信用保証協会・金融機関等と連携し円滑な資金供給を図るもの。信用保証料は、国の緊急保証(上記 3 . ( 1 ) )の保証料率から 0.2%の引き下げを行い、0.6%で実施し負担軽減を図る。

対 象	：中小企業信用保険法第 2 条第 4 項第 5 号の特定中小企業者で、市町村長の認定を受け、原材料価格高騰対応等緊急保証の対象となる方
貸 付	：運転資金貸付で 1 企業につき 8,000 万円以内(中小企業経営安定資金の一般資金とは別枠) 貸付期間は 10 年以内(据置期間 1 年以内)
利 率	：貸付期間 3 年以内 年 2.3%以内(固定金利) 貸付期間 3 年超 10 年以内 年 2.5%以内(固定金利)
担 保 等	：取扱金融機関所定の条件、保証人は原則として法人代表者を除き不要、
信用保証	：原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付する。保証料率は年 0.6%。
担 当	：岩手県商工労働観光部経営支援課金融係 (電話 019-629-5541、5542)

### 2 地域建設業経営強化融資制度(11 月 13 日から適用)

建設業者の資金繰りの改善等、経営基盤安定を図るため、建設業者が県営建設工事発注者に対して有する工事請負代金債権の流動化を促進するもので、出来高を超える部分も含め最高 9 割まで融資を受けることを可能とする制度。(担当：県土整備部建設技術振興課 内線 5954)

### 3 県営建設工事(県土整備部及び農林水産部所管)における「単品スライド」条項の発動(9 月 16 日から適用)

建設資材価格高騰に対応するため、主要工事材料等の価格が著しく変動を生じ、請負代金額が不適当となった場合、請負者が請負代金額の変更を請求できる措置として、県営建設工事請負契約書別記第 25 条第 5 項のいわゆる「単品スライド」条項の運用を適用。(担当：県土整備部建設技術振興課 内線 5954)

## ・国・県の金融関連相談窓口

### 1 年末の資金繰り電話相談窓口の設置(経済産業省・中小企業庁・日本政策金融公庫)

中小企業の年末資金繰り支援のため、12 月 30 日(火)まで緊急保証等の相談を電話にて受け付ける。相談時間は 9 時～17 時迄で土日・祝日は休み。東北経済産業局中小企業課：電話 022-222-2425、政策金融公庫東京相談センター：電話 03-3270-4649

### 2 大臣目安箱の設置(金融庁)

貸し渋り・貸し剥がし等の金融機関(民間金融機関及び政策金融機関)の融資に関する大臣直通の情報受付窓口を開設。金融庁：電話 03-3506-6000(代表) 総務企画局政策課金融サービス利用者相談室(内線 9541)

### 3 年末商工金融 1 1 0 番の設置(岩手県商工労働観光部経営支援課 金融グループ内)

県内中小企業の資金繰りなど金融相談に応じるため経営支援課内に設置されている。相談時間は 12 月 26 日までの平日は 8 時 30 分～18 時、29～30 日は 9 時～17 時。経営支援課金融グループ：電話 019-629-5541

本会でも金融関連相談等、随時相談を受け付けております。

相談窓口は、中央会・統括指導センターまでお気軽にどうぞ。

【電話 019-624-1363 FAX019-624-1266 Mail:[webmaster@ginga.or.jp](mailto:webmaster@ginga.or.jp)】

## 第60回中小企業団体全国大会開催される

宮城県仙台市の仙台サンプラザホールにおいて、11月20日に第60回中小企業団体全国大会が開催された。

『連携、拠点、政策発信』をスローガンとして、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会して、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の充実強化を訴え、組合等の連携組織を基盤とした中小企業の安定的な発展と豊かな社会の実現を図ることを目的に開催された。

大会には、本県からの参加者50名を含め全国各地から中小企業団体関係者2,200名が参加した。

資源・原材料・食糧価格の高止まりやサブプライムローン問題に端を発した米国金融機関の経営破綻等、世界的な金融・経済危機等により、我が国景気的大幅な後退、中小企業の自助努力の限界を超えた極めて厳しい局面に置かれている現況に鑑み、苦境にある中小企業に対して13項目(下記)に及ぶ要望事項の早期実現について決議案が採択された。また、優良組合33組合、組合功労者71名、中央会優秀専

従者39名が表彰され、本県からは、優良組合として「花巻青果業協同組合」、組合功労者として「岡田誠三氏(岩手県鋳金工業組合 理事長)」がそれぞれ表彰された。

大会は、所管行政庁、関係機関、政党等からの来賓の臨席を得たほか、二階俊博経済産業大臣のメッセージも披露された。最後に、決議事項の早急な実現を求める大会宣言が採択され盛会裏に終了した。

なお、第61回中小企業団体全国大会の開催地は、来年11月19日、千葉県(幕張メッセ)に決定した。



【全国大会会場の様子】

## 岩手県からの受賞組合及び組合功労者

### 優良組合

#### 花巻青果業協同組合

理事長 伊藤 操一

設立 昭和45年2月19日

組合員数 76名

34回県大会

県知事表彰

伊藤操一氏の写真を挿入

### 組合功労者

岡田 誠三 氏

岩手県鋳金工業組合 理事長



## 決議された13項目

### 1. 即効性ある景気対策の確実な実施

「安心実現のための緊急総合対策」及び「生活対策」を即時に実施するとともに、切れ目のない景気対策を実施すること。

### 2. 中小企業対策の拡充・強化

中小企業対策予算を大幅に増額し、地域経済活性化、環境資源対策のための総合的な中小企業対策を実施すること。

また、食品事故による被害が関連中小企業者に及ばな

いよう、万全の措置を講ずること。

### 3. 組合等連携組織対策・中央会支援体制の強化、組合制度のさらなる活用等

国・地方公共団体は、組合等中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として明確に位置付け、同対策の拡充・強化に万全を期すること。

中小企業組合制度を幅広い分野で活用すること。

#### **4. 下請取引適正化のさらなる推進**

下請事業者が、原油・原材料価格高騰に伴う価格転嫁を円滑に行える環境改善を図るため、親事業者及び下請事業者に対する下請法の周知徹底や下請ガイドラインの普及啓発を強力に推進すること。親事業者の優越的地位の濫用等の不公正取引に対する取締まりをさらに強化するとともに、下請事業者が適正収益を確保できる環境整備を強力に推進すること。

#### **5. 不当販売等への迅速かつ実効性のある対処**

不当に中小企業に不利益を与える行為に対して迅速・厳正に対処し、独占禁止法等改正案の速やかな成立・施行により、一層の実効性を確保すること。

#### **6. 中小企業並びに官公需適格組合の受注機会の増大実現**

国及び地方公共団体は、「官公需法」並びに「国等の契約の方針」に基づき、中小企業者及び官公需適格組合の受注機会を一層増大すること。また、官公需適格組合制度をはじめとする官公需施策を全ての発注機関に周知徹底するとともに、分離・分割発注の推進、適正価格での発注を推進し、地域経済活性化のため、地元中小企業者と官公需適格組合の優先活用を図ること。

#### **7. 中小企業のIT活用支援の強化・拡充**

ITを活用して生産性向上やマネジメントの高度化に取り組み中小企業を支援するため、情報システム担当者の育成、IT活用基盤の整備、地域における支援体制の整備を行うとともに、電子政府・電子自治体の推進に当たっては、中小企業の利用促進につながるようにすること。

#### **8. 中小企業金融機能の維持、制度のさらなる拡充等**

原油・原材料価格高騰の外部要因や景気変動等の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、中小企業金融機能の維持・強化、信用補完制度の適正な見直し、担保や保証に依存しない融資慣行の定着化に向けた取組みなど、中小企業金融対策を一層充実させること。

また、小規模事業者に対する金融の円滑化と地域経済の発展に大きな役割を發揮している信用組合が、相互扶助による協同組織金融機関として、今後もその機能・役割を効果的に果たすことができるよう、必要な措置を講ずること。

#### **9. 事業承継税制の確実な実施など中小企業の活性化に向けた税制支援の拡充**

中小企業経営者が安心して経営に専心できるよう、事業承継税制の確実な制度化を図るとともに、事業承継円滑化のための総合的な支援を強化すること。

中小企業関係税制、中小企業組合関係税制等の充実・強化を図ること。

拙速な消費税の引上げの議論は行わないこと。また、環境税は創設しないこと。

#### **10. 中小企業に配慮した労働・教育・社会保障政策の推進**

最低賃金の引上げには、生産性の向上や下請取引の適正化等が不可欠であり、中小企業の経営実態や支払能力を無視した引上げは行わないこと。

外国人研修・技能実習制度は、運用の適正化を前提に現行の制度目的及び団体監理型の受入れを維持すること。また、受入れ事業の適正化を図るため、「外部評価制度」等を創設すること。

国による職業訓練機能を維持・強化し、ジョブカード制度を推進すること。また、若者の就業促進と中小企業の人材育成・確保への支援を強化すること。さらに、中小企業の高齢者雇用への支援を強化すること。

国の方針の下で、学校教育における中小企業に関する教育を強化すること。

中小企業が障害者を雇用しやすい環境を早急に整備すること。

中小企業の実態に配慮した仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)を推進するとともに、次世代育成支援対策を強化すること。

時間外労働の割増賃金の一律引上げは行わないこと。また「企画業務型裁量労働制」について、見直しを行うこと。

雇用保険に対する国庫負担は廃止しないこと。また、雇用保険二事業の助成金制度について、手続きの簡素化など活用面の見直しを行うこと。

社会保障制度改革に当たっては、厚生年金保険、医療保険、介護保険の適用対象の拡大や保険料の安易な引上げは行わないこと。

#### **11. 商店街及び中小小売商業の活性化支援の拡充**

中心市街地及び中心市街地以外の商店街、共同店舗及び個店に対して、一層の支援拡充を図ること。

また、地方公共団体は、商店街等の活性化を図るため、条例等の制定により大型店等の積極的な地域貢献等を促すこと。

#### **12. 中小流通業・サービス業振興対策の強化**

中小流通業について、中小卸売業振興法(仮称)の制定をはじめとする抜本的な対策を講ずること。

また、中小サービス業や中小観光関連サービス業等の支援策を強化すること。

#### **13. 持続的発展を可能とする環境・エネルギー・事業継続対策の拡充**

低炭素社会や持続可能な社会の実現に向けて、中小企業が環境・資源エネルギー対策等の社会的課題に円滑に対応できるよう、組合等連携組織を有効に活用し、十分な配慮や支援を行うこと。

自然災害発生等の緊急時における中小企業者に対する万全できめ細かな事業継続支援対策を拡充すること。

# デマンド交通システムで一石三鳥！

LLPによる取組みのご紹介

## 有限責任事業組合一戸町デマンド交通

本県ではまだ設立件数が少ない有限責任事業組合(LLP)が、この10月誕生した。設立したばかりの「有限責任事業組合一戸町デマンド交通」を紹介する。

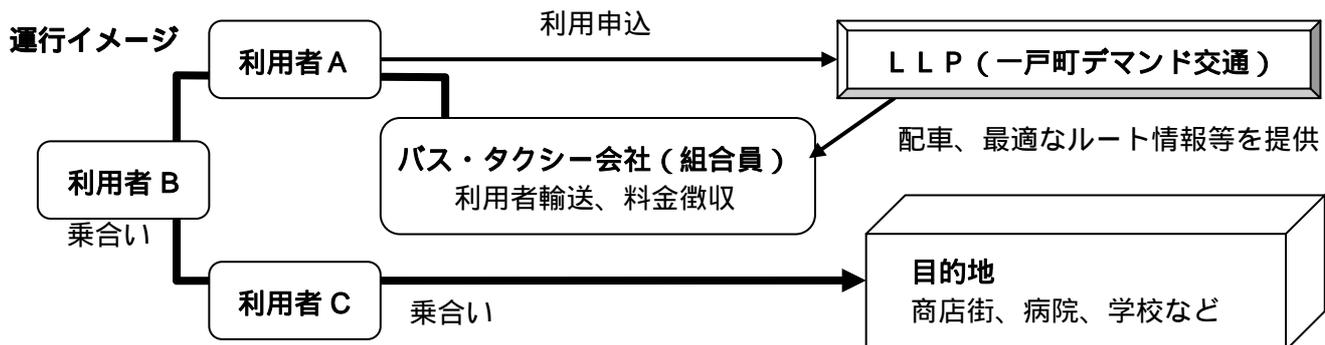
設立	平成 20 年 10 月 1 日
所在地	一戸町
出資金	3,000 万円
組合員数	5 名(一戸町、旅客運送業者)
主な事業	・デマンド型交通の運行配車業務 ・デマンド型交通利用受付業務

### LLP 設立のきっかけ

一戸町では、地域交通の将来的な確保のため、デマンド交通システムの構築・実施について平成 13 年頃より検討してきた。平成 17 年には、町内の交通に関する調査を実施し、同年役場・老人クラブ・旅客運送業者・若手商業者・学校関係者などをメンバーに検討委員会を立ち上げた。その後、配車業務を行うデマンド交通運行主体の組織について何か良い形態はないものか捜していたところ、同じく平成 17 年に創設された LLP 制度に着目。検討を重ねた結果、その特徴である有限責任制、内部自治による運営及び構成員課税などが事業運営内容及びメンバーの意向と合致することから、平成 19 年春より本会の支援のもとに、LLP を運行主体とした準備を進め設立となった。

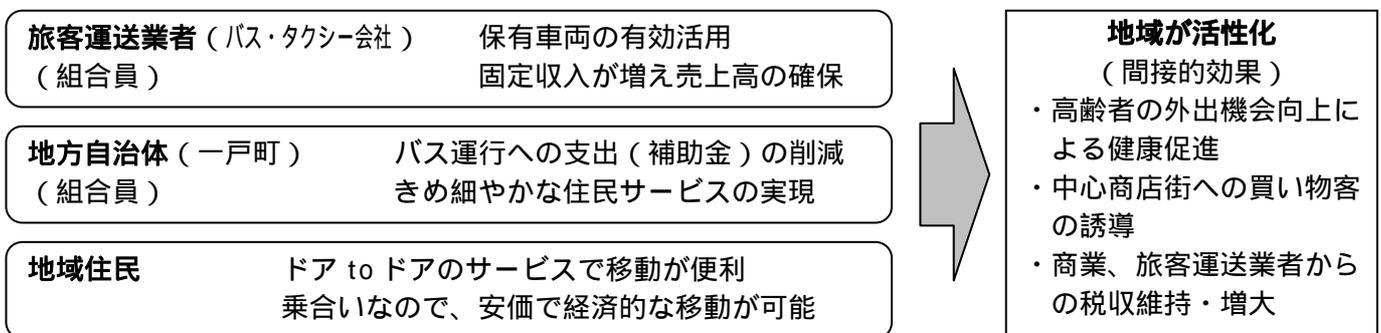
### LLP では、主にデマンド型交通の利用受付・配車業務などの事業を実施

組合員のうちバス・タクシー会社は、LLP の委託を受け利用者の輸送を行う。一戸町は LLP に対し運行料金の補助を実施。



デマンド型交通：固定ルートを走る路線バスなどとは異なり、自宅などの地点から目的地まで乗り合いをしながらタクシー感覚で利用することが可能な新たな交通サービス。

### デマンド型交通事業の実施で組合員と地域住民のメリットと地域活性化の効果を期待



### メモ：LLP 制度について

日本では、新規創業の促進並びに創造的な連携共同事業の促進などを目的に平成 17 年創設された。LLP の特徴としては、有限責任制 内部自治原則 構成員課税 が挙げられる。また、法人格はなく、組合契約書により存続期限を規定しなければならない。LLP は、貢献度による配当と構成員課税というメリットを引き出せるリスクの高いプロジェクト型事業及び比較的少人数による知識創造的な事業化に適している。ただし、法人格がないため、許認可を要する事業などには向いていない。協同組合と異なり「直接奉仕の原則」「員外利用の制限」などの適用がない組織形態である。

## ～改正組合法 Q &amp; A～

本欄では、組合法改正に伴い本会指導員がお問い合わせを受けた質問・疑問について、一問一答形式でお答えします。

Q, 組合員全員の同意があれば、総会招集手続を省略し、直ちに総会開催が可能と聞きましたか…。

A, 中協法第 49 条第 3 項には「～総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。」とあります。

一般に総会が有効に成立するには、会議の目的事項等を記した書面及び、通常総会ならば決算関係書類、事業報告書及び監査報告といった必要書類が、会日の 10 日前(定款で 10 日前を下回る期間で定めることも可。)までに組合員に到達するよう発信する必要があります。10 日前までに議案を知り得る状態とするため、組合員の手元に届いたのが会日の 10 日前というのが重要です(到達主義)。

問い合わせの内容はこの到達主義に対して、組合員全員の同意があるならば、これら招集手続を経ずに総会を開催できる、という規定についてです。勿論この場合、招集の際に必要な上記添付書類の発出も不要になります。

組合の地区の範囲や規模等により、組合員全員が揃い全員の同意を得られるような事態はなかなか難しいかもしれませんが、法の趣旨は招集までの手続を簡略化することで、機動的な組合運営を構築できるという点にあります。

なお、あくまで招集手続の省略が可ということであり、別に定める中協法第 40 条第 10 項の規定、即ち「組合は、各事業年度に係る決算関係書類及び事業報告書を通常総会の日の 2 週間前の日から 5 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。」は省略できません。勿論、監事の監査や理事会の開催が省略できないことは別に定める中協法条文により明らかです。

## 【会 員 動 向】

岩谷堂箆笥生産協同組合	いす製品を共同開発	10/15
	<p>岩谷堂箆笥生産協同組合(菊池廣志 理事長)は 2009 年度中をめぐり、日本ホームスパン、岩手大学、岩手県林業技術センターと連携し組み立て式のソファなどの椅子製品を開発することとなった。</p> <p>いす製品の筐体に県産材を使用し、岩谷堂箆笥の木工技術による加工、漆塗布と彫金金具を施す。</p>	
岩手県自転車二輪車商業協同組合	創立 50 周年記念式典開催	11/11
	<p>岩手県自転車二輪車商業協同組合(安部一夫 理事長)創立 50 周年記念式典が花巻市のホテル千秋閣にて、多数の出席者のもと盛会裏に開催された。</p>	
協同組合一関卸センター	創立 30 周年記念式典開催	11/14
	<p>協同組合一関卸センター(吉田良武 理事長)創立 30 周年記念式典が一関市ベリーノホテル一関にて多数の出席者のもと盛会裏に開催された。</p>	
北上市水道工事業協同組合	創立 20 周年記念式典開催	11/18
	<p>北上市水道工事業協同組合(和田勝司 理事長)創立 20 周年記念式典が北上市のホテルニューヴェール北上アネックスにて、多数の出席者のもと盛会裏に開催された。同日記念植樹が行われ、八重ベニシダレザクラとシダレザクラ各一本を植樹した。</p>	

## 来年度の岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業公募のお知らせ

岩手県では事業者による産業廃棄物の発生抑制やリサイクル等に関する取り組みを支援するため、標記事業の公募を開始している。公募期間は平成 20 年 11 月 17 日(月)～12 月 26 日(金)迄となっている。

### 制 度 概 要

#### 企業内ゼロエミッション推進事業

自社内で発生する産廃等の 3R を推進しようとする、先進性のある事業が対象。

(補助対象経費の 1/2 以内、補助金額 100～1,000 万円、建物等施設費、構築物費等が対象)

#### 地域・企業間ゼロエミッション推進事業

複数の事業者が共同して相互に又は一方から発生する産廃等の 3R を推進しようとする、先進性のある事業が対象。

(補助対象経費の 1/2～2/3 以内、補助金額 100～3,000 万円(団体の場合 100～4,500 万円)、建物等施設費、構築物費等が対象)

#### 廃棄物発生抑制等技術研究開発推進事業

県内事業者等から排出される産廃等の 3R に関する新技術の研究開発事業が対象。

(補助対象経費の 1/2～2/3 以内又は 10/10、補助金額 100～1,000 万円、原材料費、共同研究費等が対象)

#### 廃棄物利用製品開発推進事業

県内事業者等から排出される産廃等を利用した製品開発事業が対象。

(補助対象経費の 1/2 以内、補助金額 100～1,000 万円、原材料費、共同研究費等が対象)

#### 廃棄物利用製品製造推進事業

県内事業者等から排出される産廃等を利用した製品製造事業が対象。

(補助対象経費の 1/2 以内、補助金額 100～1,000 万円(団体の場合 100～1,500 万円)、建物など施設費、構築物費、共同研究費等が対象)

#### ゼロエミッション普及促進事業

産廃等減量化・資源化推進計画による産廃等の 3R を推進する事業が対象。

(補助対象経費の 1/3 以内、補助金額 100～500 万円、汚泥脱水機、木屑粉碎器、木屑ボイラー、業務用生ゴミ処理機、廃プラ類溶融機、廃プラ類破砕機、バイオディーゼル燃料製造装置が対象)

#### リサイクル産業育成支援事業

知事指定業者の製造するリサイクル製品の商品力強化・販売促進に対する事業が対象。

(補助対象経費の 1/2～1/3 以内、補助金額 20～300 万円、調査分析委託経費、広告宣伝費等が対象)

### 事 業 期 間

平成 21 年 4 月 15 日～平成 22 年 2 月 28 日までの期間

### ス ケ ジ ュ ー ル

平成 20 年 12 月 26 日(金)までに応募書類を提出 平成 21 年 1 月下旬～2 月上旬に 1 次審査

平成 21 年 3 月に 2 次審査(プレゼンテーション有り) 平成 21 年 3 月下旬に採択事業者決定

### そ の 他

- ・応募書類提出の前に事業計画についてのヒアリングを行う。
- ・当該事業計画に沿った、明確な根拠に基づく産廃等の減量化・資源化等の目標値を設定する。
- ・内容により産廃処理施設の設置許可、廃棄物処理業の許可等を要する場合がある。

### 問 い 合 わ せ 先

岩手県環境生活部資源循環推進課(県庁 11 階)

電話：019-629-5380,5367 FAX：019-629-5369

メールアドレス：AC0003@pref.iwate.jp

## いわてビジネスプラングランプリ 受賞者決まる

第4回いわてビジネスプラングランプリ(主催：(財)いわて産業振興センター)が、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングで11月20日に開催され、スタートアップ部門(創業3年以内の企業)、イノベーション部門(創業後に新たな事業転換を図る企業)の2部門の最終審査が行われた。

応募企業のうち書類・一次審査を経て最終選考に残った8社(スタートアップ部門3社、イノベーション部門5社)が事業計画案をプレゼンテーション方式で発表。新規性・独自性・実現可能性の各項目について審査を行った結果、スタートアップ部門は(株)オウル(一関市)、イノベーション部門では(株)ハイプ(盛岡市)がグランプリを受賞した。グランプリ受賞企業には賞金50万円及びトロフィー・賞状が贈られた。

スタートアップ部門受賞の(株)オウルのプラン名は「IWATE 古民家プロジェクト」で、県内に点在する古民家や空家を利用し宿泊村をつくり、古民家共同オーナー制度や家屋修復の体験、岩手県産食材の定期便サービス等の地域活性化策が評価された。

イノベーション部門受賞の(株)ハイプのプラン名は「リサイクル古着店ドンドンダウン オン ウェンズデーの店舗展開」で、古着や雑貨を商材に「毎週水曜ドンドン値下げ」する販売システムの構築や全部買取等のユニークな手法を展開し、将来的には上場を目指すなどリサイクル古着の日本一を目指す姿勢が評価された。

### ～岩手県からのお知らせ～

#### 「若手技能者の育成に積極的な企業20選」実施に係る 企業推薦協力をお願い

県商工労働観光部では、地域に根ざし世界に挑む産業を形成し、各産業界の現場を支える若手技能者の育成を図る観点から、「若手技能者の育成に積極的な企業20選」を実施することとなった。

ついては、「技能競技大会などで入賞実績のある企業等・継続して出場している企業等」「若手技能者育成の特別な取り組みを実施している企業等」の推薦をお願いする文書が、事業協同組合等の商工団体宛てに送付されています(労能第554号：平成20年11月27日付け文書)ので、該当の組合等は人材育成を積極的に実施している企業の推薦について、特段のご協力をお願いします。

## 観光立国推進東北地方連絡会議開設される

東北地方において観光施策を推進している国の管区機関である、東北農政局、東北経済産業局、東北地方整備局、東北運輸局が相互に連携して観光振興に積極的に取り組んでいくため、「観光立国推進東北地方連絡会議」(通称：とうほく観光推進会議)を10月1日に設置した。

当面は、観光に関する相談への対応、合同施策説明会の開催や施策PR、観光関係施策ガイドブック(仮称)の作成等を進め、観光立国実現に向け、各局と連携して取り組んでいく。

詳細については、総合事務局である国土交通省東北運輸局企画観光部観光地域振興課(TEL：022-380-1001)まで。

## 地域貢献活動計画公表される

特定大規模集客施設(店舗、飲食店、遊技場等の用途に供する床面積の合計が6,000㎡を超える一の建物及び一群の建物。)から岩手県へ提出された地域貢献活動計画が公表されている。そのうち、設置者として協同組合等が関連しているのは6件(平成20年12月1日時点)。

計画の詳細等については下記の岩手県のホームページを参照のこと。

<岩手県 地域貢献活動計画公表制度ホームページ>

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=3077&of=1&ik=1&pn=3077&cd=14555>

### 「地域貢献活動計画公表制度」とは？

県条例では、特定大規模集客施設の設置者に対しCSR(Corporate Social Responsibility:企業の社会的責任)の具体的な取り組みの一部である「地域貢献活動」の計画の作成、提出やその実施状況の報告などについて規定している。

これは、上述の大規模な集客施設の社会的存在、影響力の大きさやCSRに対する消費者や地域住民、企業側の意識の高まりを受け、CSRの取り組みの中でも重要であるといわれている「情報の開示」と「説明責任」、様々な関係者(利害関係者(ステークホルダー))による評価と対話を制度化したものの。

具体的には、県が地域を代表して、定期的に事業者からの地域貢献活動計画やその実施状況の報告などを受け、これを広く公表することにより、そのCSRの取り組みを広く地域に周知し、地域住民の理解の促進を図るとともに、事業者の積極的なCSRの取り組みを支援することをねらいとしている。

### \*\*\*\*\* 本会機関紙 NEXUS(ネクサス) 年賀広告の募集 \*\*\*\*\*

中央会では、機関紙 NEXUS 新年号(平成21年1月号)に掲載いただく年賀広告を募集しています。本誌は毎月約900部を発行。会員組合・企業へはもちろんのこと、県とその出先機関、市町村、金融機関や中小企業支援機関等の関連機関へ送付しています。

広告料金は1コマ(A4・1/4サイズ)あたり10,000円から。但し、1ページの場合は30,000円と割安になります。最大4コマ(=1ページ)まで承ります(下表をご参照下さい)。

コマのサイズ等				料 金
縦長のコマ	(A4・1/4サイズ)	(縦)	11 cm (横) 8 cm	10,000 円
横長のコマ	(A4・1/4サイズ)	(縦)	5.5 cm (横) 16 cm	10,000 円
2コマ	(A4・1/2サイズ)	(縦)	11 cm (横) 16 cm	20,000 円
4コマ	(A4・1ページ)	(縦)	22 cm (横) 16 cm	30,000 円

お申し込み・お問い合わせは、本会市場開発部 中居 までお気軽にどうぞ。

なお、お申し込みの締め切りは、12月22日(月)までです。

電話 019-624-1363 FAX 019-624-1266 E-mail: webmaster@ginga.or.jp



### 景況感は著しく悪化(平成 20 年 10 月)

#### 全体の概要

10 月は、世界的な金融危機や株価下落、円高等が経済に及び輸出関連業種の大幅な減産で受注量が減少しているほか、依然として高値の原材料費により収益が圧迫されている。

また、金融機関の貸し渋り等もあり資金繰りが厳しくなっている。そして、全体的な不況感から個人消費低迷による売上げ不振が加わり、県内中小企業の景況は、著しく悪化している。

#### 主な業界及び地域組合等の動向

##### パン製造業

一連の経済不安や農林水産省の原麦価格の値上げ、副材料、光熱費高騰の悪材料が重なり業界は厳しい。

##### 漬物製造業

資金調達では、業界には関係のない米国発進の金融問題で難航している状況。

##### 菓子製造業

消費は落ち込んだまま上向く気配は感じられない。原油価格が下がってきているが、原材料・包装資材等の価格に反映するに至らず。

##### 一般製材業

情勢は依然として好転の兆し見られず厳しい。

##### 木材チップ製造業

原木及び製材廃材が不足しているため出荷量が減少傾向にある。

##### 砕石製造業

納入先事業所の業績悪化により代金回収が滞り、資金繰りが厳しい状況。

##### 鋳鉄鑄物製造業

輸出については、金融危機、円高等の影響により受注の延期、キャンセルが心配される。

##### 金属製品製造業

徐々に売上高減少の傾向を示している。操業度も低下している様子。

##### 一般機械器具製造業(花巻市)

材料費や消耗品の価格は値下がり傾向であるが、受注量が急激に減少。

##### 各種商品小売業(盛岡市)

景況感の悪化が個人消費も押え込み、売上伸びず。

##### 農機具小売業

農業情勢により売上が厳しい状況。

##### 商店街(盛岡市)

商業環境は、未曾有の経済不況の煽りによる消費抑制と、先行きの不安によりますます厳しい。

##### 自動車整備業

市場全体が横ばいから若干減少傾向、店別格差が鮮明になりつつある。

##### 建物サービス業

最低賃金の大幅アップに加え、一部の低価格落札の影響もあり、業界はかなり厳しい状況。

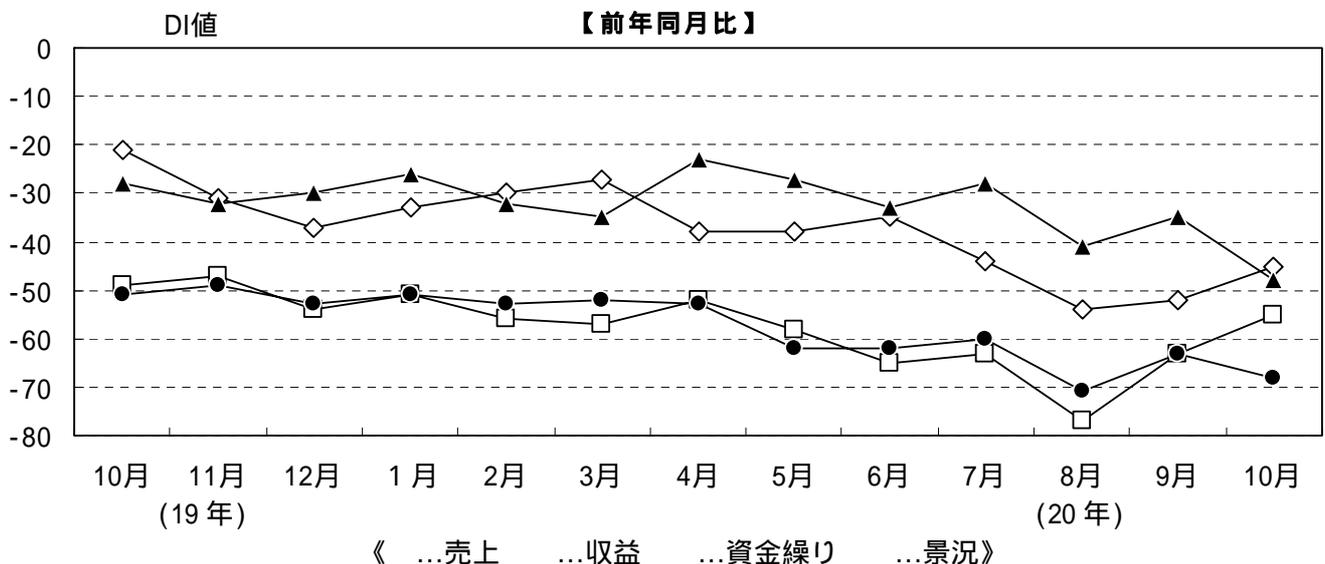
##### 土木工事業

資材の調達は、困難傾向がやや弱まっているものの、銀行等の貸出傾向はさらに厳しくなっている。

##### 一般乗用旅客自動車運送業

収益減の要因は、長引く景気の低迷、諸物価の高騰や年金・医療費等の問題が将来の生活不安をおり、需要減・供給過剰に拍車をかけているものと推測される。

売上、収益、資金繰り、景況の各指標前年同月比D Iの推移グラフ (H19年10月~H20年10月)



## 労働契約等個別相談会開催のご案内

このたび本会では、中小企業労働契約支援事業の一環として以下の内容で労働契約等に関する個別相談会を盛岡市において開催しますので、皆さま、ご参加のほど宜しくお願いいたします。

組合員企業  
さんにも教  
えてくださ

日 時	平成 20 年 12 月 18 日(木)午後 1 時 00 分～午後 4 時 45 分
会 場	県米連ビル(中央会入居ビル) 3 階 (住所：盛岡市内丸 14-8)
内 容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <b>労働契約等個別相談会</b> </div> <p style="margin-left: 20px;">午後 1:30～午後 4:30</p> <p>労働契約法への対応、就業規則の設定・変更、懲戒・解雇をめぐるトラブルなどのご相談を個別にお受けします。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;"> <b>講師・相談アドバイザー</b> </div> <p style="margin-left: 20px;">社会保険労務士・行政書士 横山 信英 氏(盛岡市在住)</p>
お申込み	別途、11月17日付けにて御案内の文書に添付されている申込書により、お申込みください。
お問合せ	<p>本会 労働契約支援事業担当までお問合せください。</p> <p>TEL：019-624-1363 FAX：019-624-1266</p>

### 主要日誌 (11月1日～11月30日)

#### 中央会主催事業

- 11/ 6 連携促進懇談会(宮古地区)
- 11/ 7 連携促進懇談会(久慈地区)
- 11/11 平成 20 年度東北ブロック共済事業研究会
- 11/13 労働契約セミナー(奥州地区)
- 連携促進懇談会(釜石地区)
- 11/14 連携促進懇談会(大船渡地区)
- 11/21 女性起業家支援セミナー

#### 関係機関・団体主催行事への出席等

- 11/ 5 第 4 回岩手県分権推進会議
- 11/10 いわて起業家サポーターネットワーク会議

- 11/10 岩手県社会福祉大会
- 11/12 仕事と家庭の両立支援普及促進セミナー
- 11/17 岩手県生活衛生大会
- 11/19 岩手地方労働審議会
- 11/26 岩手経済懇話会
- 花巻商工会議所大迫支所アドバイザー会議
- 盛岡市勤労者福祉サービスセンター評議員会
- 11/27 仕事と生活の調和推進会議
- 11/28 地域資源活用・農商工連携セミナー
- 地域医療推進会議